

令和元年度

岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会

会議資料

日時：令和元年7月17日（水）

場所：ホテルメルパルク岡山3階「芙蓉」

岡山県保健福祉部障害福祉課

目 次

1 事務局からの連絡事項

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要） …… 1
- 岡山県自立支援協議会専門部会設置要領、委員名簿 …… 2
- 岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会の公開に係る取り扱い …… 5

2 協議・報告

- 第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画の概要について ……別紙1
- 医療的ケア児等と家族の安心生活サポート事業等の実施状況について ……別紙2
- 小児等在宅医療連携拠点事業等について ……別紙3
- 岡山県立特別支援学校における人工呼吸器使用児童生徒の通学受入れに関するガイドライン等について ……別紙4
- 岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会の今後の進め方について ……別紙5

(別添)

- ・第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画（平成30年3月策定）
- ・こどもたちの育ちや自立を支援する制度について（平成31年4月改訂版）
- ・医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について
（平成28年6月3日付け厚生労働省・内閣府・文部科学省連名通知）
- ・医療的ケア児に関する調査報告書（平成31年2月県医療推進課調査）
- ・岡山県立特別支援学校における医療的ケアの手引き（平成31年4月県特別支援教育課策定）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居室を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

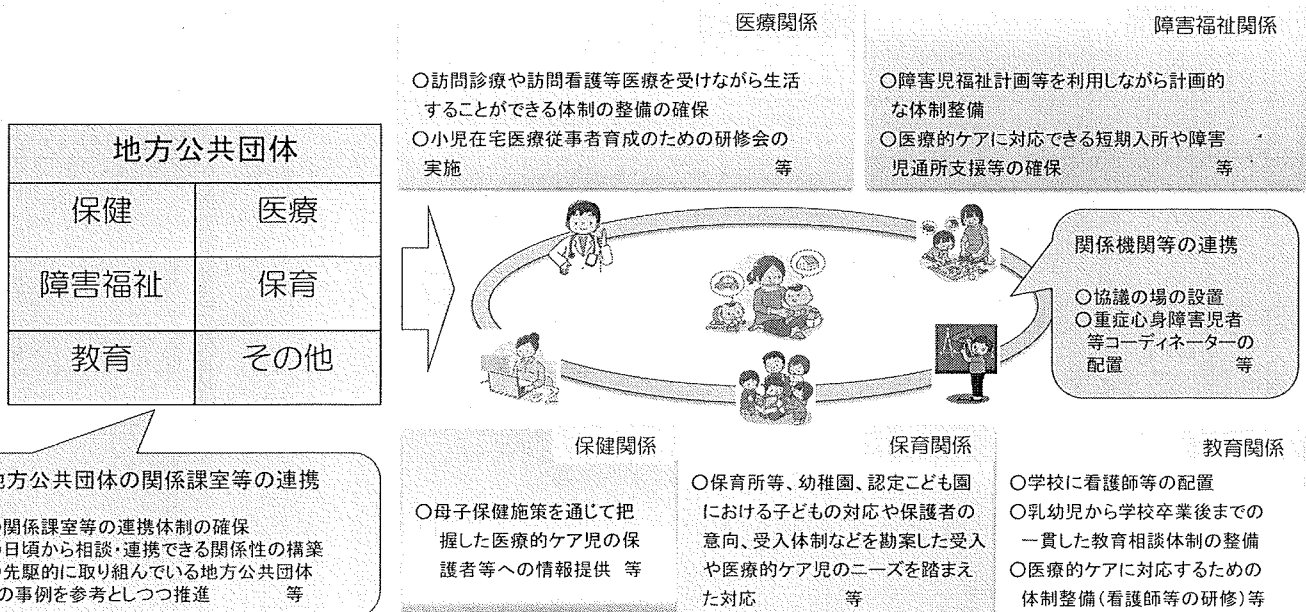
- 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定（児童福祉法第56条の6第2項）（本規定は公布日施行）
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成28年6月3日関係府省部局長連名通知）を地方公共団体等へ発出し、連携体制の構築を推進。



岡山県自立支援協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する岡山県自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第2条 専門部会として、次の部会を設置する。

- (1) 人材育成部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 医療的ケア児等支援部会

(所掌事務)

第3条 専門部会の名称と主な協議・検討事項は、次に掲げるとおりする。

(1) 人材育成部会

- ア 各種研修の企画、実施に関する事項
- イ 市町村の相談支援体制の状況把握、支援策に関する事項
- ウ 県相談支援アドバイザー等の活用に関する事項
- エ 相談支援従事者等の人材育成方策に関する事項

(2) 就労支援部会

- ア 就労支援体制の整備に関する事項
- イ 障害者就業・生活支援センターの取組に関する事項
- ウ 福祉的就労から一般就労への移行に関する事項
- エ 就労継続支援A型事業所の経営改善支援に関する事項
- オ 就労継続支援B型事業所の工賃向上に関する事項

(3) 医療的ケア児等支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長を1人置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理するものをあらかじめ指名しておくものとする。

(組織)

第5条 第2条各号に定める各専門部会は、委員20人以内で構成する。

2 部会に必要な応じて臨時委員を置くことができる。

(会議等)

第6条 専門部会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会長は、部会に属さない者が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。

3 専門部会は、第3条に掲げる事項について調査又は検討を行うこととし、その結果は、適時に岡山県自立支援協議会へ報告するものとする。

(作業部会)

第7条 部会での協議をより充実させるため、部会での協議により、作業部会を必要に応じて開催することができるものとする。

2 会長は、専門部会の協議・検討事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、障害福祉課において処理する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿

(任期：H31.3.1～H32(R2).3.31)

	氏名	職名	職名	備考
1	井上 美智子	(独) 国立病院機構南岡山医療センター	医師	
2	江田 純子	(一社) 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会 ((公社) 岡山県看護協会 地域包括ケア推進室)	会長	
3	国富 泰二	(公社) 岡山県医師会 (旭川荘療育・医療センター)	理事	
4	篠塚 雅子	(福) 旭川荘 旭川荘療育・医療センター 小児科	医長	
5	津島 ひろ江	関西福祉大学大学院看護学研究科	教授	
6	永田 拓	岡山県相談支援専門員協会 (倉敷地域基幹相談支援センター)	会長	
7	宮木 悦子	岡山県重症心身障害児(者)を守る会	副会長	
8	村下 志保子	(福) 旭川荘 旭川児童院 地域療育センター	所長	
9	山浦 勝利	岡山県肢体不自由児者福祉協会	副会長	
10	横山 裕司	(公社) 岡山県小児科医会 (岡山愛育クリニック小児科)	会長	
11	鷺尾 洋介	日本小児科学会岡山支部 (岡山大学小児科)	助教授	
12	山岡 格史	特別支援学校校長会 (岡山県立誕生寺支援学校)	校長	
13	中村 誉	岡山県教育庁特別支援教育課	課長	
14	下野間 豊	岡山県保健福祉部医療推進課	課長	
15	山野井 尚美	岡山県保健福祉部健康推進課	課長	
16	松本 茂樹	岡山県保健福祉部医薬安全課	課長	
17	桑原 宏	岡山県保健福祉部子ども未来課	課長	
18	森 信二	岡山県保健福祉部子ども家庭課	課長	
19	片山 圭子	岡山県保健福祉部障害福祉課	課長	

※委員(県職員以外)：敬称略、50音順

岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会の公開に係る取り扱い

岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会（以下「部会」という。）の公開に関しては、岡山県自立支援協議会専門部会設置要領（平成31年3月1日施行）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

1 公開基準

以下の各号に該当すると認めるときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。なお、この場合、その理由を3の会議の開催通知等で明らかにする。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、別途定める。

3 会議の開催周知

部会の開催日の遅くとも1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載するとともに、報道機関に情報提供するよう努める。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1公開基準」の各号に該当する場合であって、委員が公表することが適当でないときはこの限りでない。

岡山県行政情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 法令若しくは条例（次号及び第二十六条において「法令等」という。）の定めるところにより公にすることができないとされている情報又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

二 省略

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公にすることが公益上必要であると認められるもの

四 省略

五 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六～七 省略